



恐竜センター 化石発掘体験



主な内容

神流町人事行政の運営等の状況 … P2~P5

行政情報・他 … P6

令和8年度神流町戦没者追悼式（献花）のご案内・他 … P7

福祉医療制度をご利用される方へのお願い… P8

重度心身障害者・高齢重度障害者の福祉医療受給者証をお持ちのみなさまへ … P9

神流町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年神流町条例第4号）第2条の規定により、令和7年度神流町人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

1. 職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（令和7年4月2日～令和8年4月1日）

（単位：人）

区 分	令和7年4月1日	令和8年4月1日	比 較	摘 要
職 員 数	68	64	△4	
<増減理由>				
退 職 者 数	3	課長級2人、主事級1人		
採 用 者 数	0	なし		
そ の 他	1	再任用職員（短時間勤務者） 主事級1人		

（注）職員数は一般職に属する職員数であり、臨時又は非常勤職員、再任用職員（短時間勤務者）は含みません。

(2) 職員採用試験の状況

（単位：人）

種 類	第1試験	受験者	第2次試験	受験者	左のうち内定者数
事務職（高卒）	なし	—	—	—	—

※公募の結果、申込者なし

2. 職員の人事評価の状況（令和7年度）

(1) 被評価者 60人

(2) 評価の反映

①昇給 それぞれ年2回の能力評価と業績評価に基づいて、1月の昇給に反映。

②給与 評価期間の業績評価に基づいて、6月及び12月の勤勉手当に反映。

（注）被評価者は、一般職が対象ですが、医師及び勤務実績日数が3月に満たない職員等を除きます。

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口(令和8年3月31日)	歳出額（A）	実 質 収 支	人件費（B）	人件費率（B/A）
令和7年度	1,431人	3,050,832千円	120,152千円	603,685千円	19.78%

（注）人件費には、特別職、会計年度任用職員に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数（A）	給 与 費				一人当たり給与費 （B/A）
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
令和8年度	54人	205,950千円	34,448千円	84,567千円	324,965千円	6,018千円

（注） 1 給与費は令和8年度当初予算の普通会計に計上された額のうち、特別職及び医師、会計年度任用職員を除いたものです。

2 職員手当には退職手当負担金を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
令和8年4月分	318,600円	379,000円	43.8歳	—	—	—

（注）平均給与月額は、給料に職員手当を加えたもので、期末・勤勉手当を含みません。

(4) 職員の初任給の状況

（令和8年4月1日現在）

区 分	神 流 町			国		
	初 任 給	採用2年経過日給料額		初 任 給	採用2年経過日給料額	
一般行政職（大学卒）	1-25 232,000円	1-32	240,900円	1-25 232,000円	1-32	240,900円
一般行政職（高校卒）	1-05 200,300円	1-12	211,600円	1-05 200,300円	1-12	211,600円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(令和8年4月1日現在)

区 分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職（大学卒）	285,500円	311,300円	349,500円
一般行政職（高校卒）	271,000円	287,200円	- 円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和8年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事補及び主事	主 事	主査及び係長	課局長補佐及び室長	課局長	総括課長	
職 員 数	4人	8人	19人	8人	3人	1人	43人
構 成 比	9.30%	18.60%	44.19%	18.60%	6.98%	2.33%	100.0%
参)1年前の構成比	8.51%	19.15%	42.55%	19.15%	8.51%	2.13%	100.0%

(注) 1 神流町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 令和8年度から再任用職員・7割措置対象者は人数から除く。

3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員手当の状況

(令和7年度支給割合)

区 分	神 流 町			国		
期末手当 勤勉手当	区 分	期末手当	勤勉手当	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.250(1.050) 月分	1.050(1.250) 月分	6月期	1.250(1.050) 月分	1.050(1.250) 月分
	12月期	1.275(1.075) 月分	1.075(1.275) 月分	12月期	1.275(1.075) 月分	1.075(1.275) 月分
	計	2.525(2.125) 月分	2.125(2.525) 月分	計	2.525(2.125) 月分	2.125(2.525) 月分
退職手当	区 分	自己都合	勤奨・定年	区 分	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他加算措置	なし	2%～20%加算	その他加算措置	なし	2%～45%加算
	退職時特別昇給 一人当たり平均支給額	なし 620千円	なし 22,018千円	退職時特別昇給 一人当たり平均支給額	なし なし	なし なし

(注) 1 期末・勤勉手当には職務の級に応じ加算措置があります。また支給割合は条例上の総額率とし、()内は特定幹部職員の支給割合です。

2 退職手当の一人当たり平均支給額は、過去2年間に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(全会計)

特殊勤務手当 (令和7年度)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		9.23 %
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		1,338,133 円
	手当の種類		4種類
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当 その他の職員に支給されている手当	* 診療所医師手当 * 診療所直看護師手当

(各年4月1日職員数 全会計)

時間外勤務手当	令和6年度	支 給 総 額	6,849千円	令和7年度	支 給 総 額	10,095千円
		職員1人当たり平均支給年額	139,767円		職員1人当たり平均支給年額	224,320円

(令和8年4月1日現在)

区 分	内 容					国の制度と異同
扶養手当	支給対象となる扶養親族 (月額)					同 じ
	①配偶者		無し (制度廃止)			
	②満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		1人13,000円 16歳年度初め～22歳年度末までの子は1人につき5,000円加算			
	③満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 ④60歳以上の父母及び祖父母 ⑤満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑥重度心身障害者		1人6,500円			
住居手当	*借家・借間の場合 ①月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 支給額＝家賃の月額－17,000円 ②月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 支給額＝(家賃の月額－27,000円)×1/2＋6,000円(ただし、23,000円を限度とする。)					*借家・借間の場合 ①同じ ②異なる 国は：支給額＝(家賃月額－27,000)×1/2＋11,000円
通勤手当	自動車使用距離 (片道)					*20km未満までは同じ 国は100kmまで5km区切で増額の定めあり
	2～5km未満	5～10km未満	10～15km未満	15～20km未満	20km以上	
	2,000円	4,200円	7,300円	10,400円	13,500円限度	

(注) 神流町職員の給与に関する条例に基づくものです。

(8) 特別職の報酬等の状況

(令和8年4月1日現在)

区 分	給料月額等	期末手当 (令和7年度支給割合)	区 分	給料月額等	期末手当 (令和7年度支給割合)
町 長	700,000円	6月期 2.30 月分	議 長	290,000円	6月期 2.30 月分
副 町 長	530,000円	12月期 2.35 月分	副 議 長	220,000円	12月期 2.35 月分
教 育 長	480,000円	計 4.65 月分	常任委員長	205,000円	計 4.65 月分
			議 員	195,000円	

(9) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	職 員 数	対前年増減数	主な増減理由	部 門	職 員 数	対前年増減数	主な増減理由
	令和7年	令和8年			令和7年	令和8年	
一 般	2	2		特別行政	5	5	
議 会	16	14	△2	教 育			
総 務	3	3		警 察			
税 務				消 防			
労 働				小 計	5	5	
農 水	4	4		普通会計計	55	51	
商 工	6	5	△1	病 院			
土 木	3	3		水 道	1	1	
小 計	34	31	△3	公 営 企 業 等			
福 祉	6	5	△1	下 水 道	1	1	
民 生	10	10		其 他	11	11	
衛 生	16	15	△1	小 計	13	13	
一般行政計	50	46	△4	合 計	68	64	△4

(注) 職員数は一般職に属する職員数(再任用職員含む)であり、臨時又は非常勤職員、再任用短時間勤務職員は含みません。

4.職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (令和8年3月31日現在)

- (1) 勤 務 時 間 1週間当たり38時間45分
(2) 就 業 時 間 午前8時30分から午後5時15分
(3) 休 息 時 間 1日の勤務時間が6時間を超える場合において45分
(4) 休 日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日)
(5) 休暇の種類 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇

5.職員の休業に関する状況 (令和7年度)

- (1) 育児休業新規取得者数 2人
(2) 前年度以前からの取得者数 1人

6.職員の分限及び懲戒処分状況 (令和7年度)

(1) 分限の状況

(単位:人)

(2) 懲戒の状況

(単位:人)

処分数	処 分 内 訳	理 由
3	免 職 降 任 休 職	病気休職 3件
		3

処分数	処 分 内 訳	理 由
0	免 職 停 職 減 給 戒 告	

7.職員のサービスの状況

(1) 休暇の状況 (令和7年1月1日～令和7年12月31日)

対象職員数 72人

休 暇 名	総 取 得 日 数	取得者数	1人当たり平均取得日数	備 考
年 次	578.4日	66人	8.77日	
代 休	51日	72人	0.71日	休日・祝日出勤の代日休暇
病 気	378日	11人	34.37日	長期の場合は減給扱い
特 別	285日	66人	4.32日	夏季休暇、親族葬儀等
介 護	0日	0人	0日	無給休暇

(注) 常勤特別職及び医師を除く。

(2) 出張の状況（令和7年度）

課 局 名	職 員 数	延べ日数	1人平均	課 局 名	職 員 数	延べ日数	1人平均
総 務 課	10人	23日	2.30日	会 計 室	2人	—	—
住 民 生 活 課	8人	66日	8.25日	中 里 支 所	兼任	—	—
保 健 福 祉 課	11人	205日	18.64日	教 委 事 務 局	9人	52日	5.78日
産 業 建 設 課	11人	106日	9.64日	議 会 事 務 局	2人	23日	11.50日
				計	53人	475日	8.96日

(注) 常勤特別職、派遣職員（合同会社実務研修派遣含む）、長期休暇（休業）職員及び、施設等勤務職員のうち診療所勤務職員を除く。

(3) 時間外勤務の状況（令和7年度）

①対象者数：45人（うち時間外勤務実施者：42人）

②年間の時間外勤務時間：4,021時間

1人当たり年間時間外勤務時間：89.35時間 実時間外勤務者1人当たり年間時間外勤務時間：95.73時間

(4) 非常時における職員出勤状況 特になし

8.職員の退職管理の状況

(1) 令和7年度 離職者数 3人（定年退職0人、勧奨退職2人、普通退職1人）

(2) 令和6年度 離職者数 1人（定年退職0人、勧奨退職0人、普通退職1人）

9.職員の研修等の状況（令和7年度）

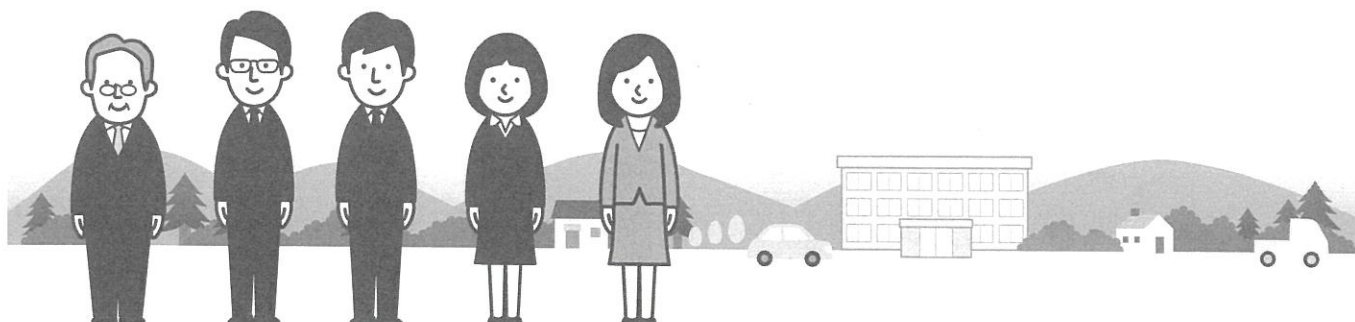
研 修 名	実 施 主 体	日数	参加人数
【町単独】 エンゲージメントとモチベーションが創る神流町のDX 協力：EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社	神流町	1日	32人
セキュリティ向上研修	群馬県警察	1日	—
人事評価実務研修	群馬県町村会	1日	—
人物試験評価者研修	群馬県町村会	1日	—
課長研修	群馬県町村会	2日	—
係長研修	群馬県町村会	3日	—
一般職員研修	群馬県町村会	2日	1人

10.職員福利の状況（令和7年度）

(1) 福利厚生事業内訳

- ①弔慰金
- ②入院見舞金
- ③親睦会補助

(2) 福利厚生事業に係る決算額 0千円



行政情報



神流町役場 ☎57-2111

総務課・住民生活課・会計室・産業建設課・保健福祉課・議会事務局

中里合同庁舎 ☎58-2111

教育委員会事務局・中里支所

● どちらに電話をかけても、内線転送できます。●

国民年金

第3号被保険者は配偶者の転職や退職等によっても届け出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、本人が就

職したときだけでなく配偶者が転職・退職したときなどにも届け出が必要になります。

□ 配偶者が退職したとき

(第3号から第1号へ…本人が役場国民年金担当へ届け出)

□ 配偶者が転職したとき

(退職した翌日に再就職したとき)

(第3号の種別確認…転職後の勤務先事業所から年金事務所へ届け出)

□ 配偶者が死亡したとき

(第3号から第1号へ…本人が役場国民年金担当へ届け出)

□ 本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき

(第3号から第1号へ…本人が役場国民年金担当へ届け出)

□ 配偶者が65歳になったとき

(第3号から第1号へ…本人が役場国民年金担当へ届け出)

国民年金には保険料の免除制度や納付猶予制度などがあります

国民年金収入の減少や失

業等により、保険料を納めることが経済的に困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。保険料の免除や納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、将来の年金額を計算するときは、免除期間は保険料を納めたときに比べて2分の1(平成21年3月までの免除期間は3分の1)になります。また、納付猶予になった期間は年金額に反映しません。

老後のためだけでなく、万が一の事故で障害が残ったときや、一家の支え手が亡くなったときのためにも、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。(一部免除の場合には、残りの保険料を納めないとは納付と同じ扱いになり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。)

○ 申請免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合や失業した場合、申請して承認を

受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

○ 納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、世帯主の所得に関係なく、本人及び配偶者の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。

○ 学生納付特例制度

学生本人の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料納付が猶

予されます。

※ 注意事項

・ 任意加入をされている方はご利用になれません。
・ 保険料免除には、退職などによる特例制度もあります。

・ 申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除及び納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することが可能です(失業等による特例免除承認者は翌年度も申請が必要です。)

▽ 問合せ先

住民生活課 国民年金担当

ねんきんダイヤル

☎ 0570-051165

(ナビダイヤル)

ハロウィンジャンボ 4億円
1等 前後賞合わせて4億円
1等2億円、前後賞各1億円

ハロウィンジャンボミニ 4,000万円
1等 前後賞合わせて4,000万円
1等2,000万円、前後賞各1,000万円

9月16日(水)発売
販売期間/9月16日(水)～10月16日(金) 抽せん日/10月26日(月)

各1枚 300円

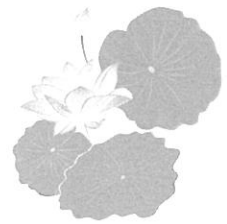
PCでネット購入
https://www.tokai-net.jp/

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

令和8年度 神流町戦没者追悼式(献花)のご案内

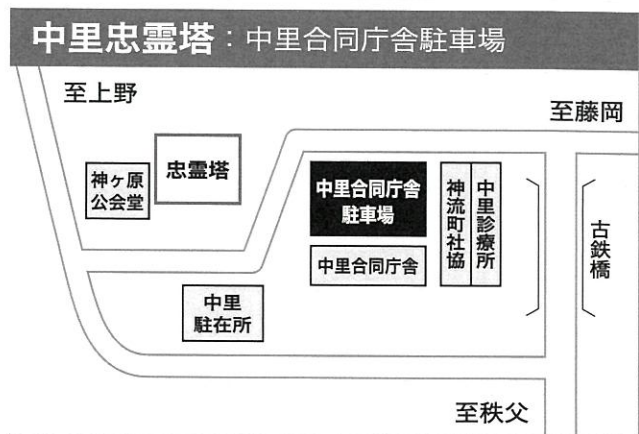
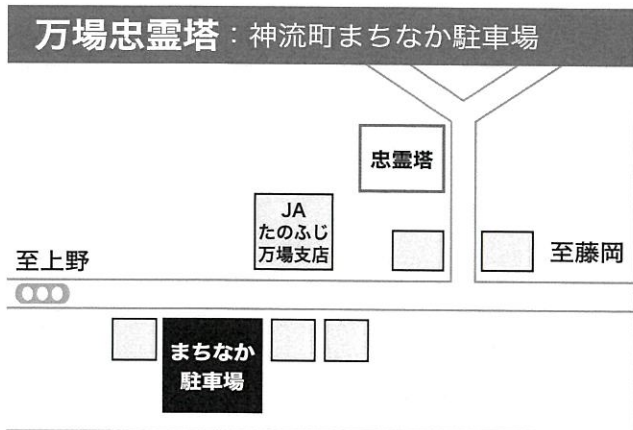


戦没者追悼式は、万場忠霊塔と中里忠霊塔の二か所での献花方式にて開催し、一般の献花については以下のとおり午前10時から午後1時の間で献花していただきますようお願いいたします。



日 時	令和8年10月2日(金)	代表献花	町長、社協会長、議長、社協理事
時 間	午前10時～午後1時	10時～	万場忠霊塔
場 所	万場忠霊塔(万場三区)・ 中里忠霊塔(神ヶ原)	10時40分～	中里忠霊塔
献花方法	自由献花	駐 車 場	万場忠霊塔 まちなか駐車場 (JA付近) 中里忠霊塔 中里合同庁舎駐車場

地 図



社会福祉協議会情報

子育てサロン

「あそぼう会」

- ▽日時 10月26日(月) 午前10時
- ▽場所 育児プレイルーム すこやか
- ▽内容 (社会福祉協議会) ふれあい遊び、育児相談、軽食
- (飲み物をご持参ください)
- ▽対象者 0歳から未入園児
- ▽参加費 100円
- ▽申込締切 10月19日(月)まで
- ▽問合せ・申込先 社会福祉協議会 58-2781



議会だより

7月議員活動日誌

- 2日 国道462号整備促進期 成同盟会監査(議長)
- 7日 議会だより編集委員会 (編集委員)
- 13日 多野藤岡医療事務市町村 組合議会臨時会(三澤議員)
- 14日 多野藤岡広域組合議会臨時会(議長・天野議員)
- 16日 観光協会理事会・総代会 (議長)
- 17日 暴力追放推進協議会通常 総会(議長)
- 21日 多野藤岡地区防犯協会通 常総会(議長)
- 28日 国道462号整備促進期 成同盟会通常総会(議長・産建委員長)
- 診療所統合検討委員会 (正副議長・総務委員長)

議会だより編集委員会

委員長 今井 靖
副委員長 岩上 哲士
三澤 望太
黒澤 重雄
新井 岩男

福祉医療制度をご利用される方へのお願い

福祉医療制度は、子ども・重度心身障害者・母子（父子）家庭等の一定要件を満たした方が、医療機関で保険診療を受けた場合に、医療費の自己負担分を県と市町村が助成する制度です。

※県外受診時は窓口で一部負担金の支払いがありますが、領収書があれば返金可能です。

適正受診へのご協力について

福祉医療制度は、皆さんの税金によって成り立っています。

この制度が将来にわたり継続できるように、安易な受診は控える・医療機関を転々とししない・急病などでやむを得ない場合以外は夜間休日の受診を避けるなど、適正受診へのご協力をお願いします。

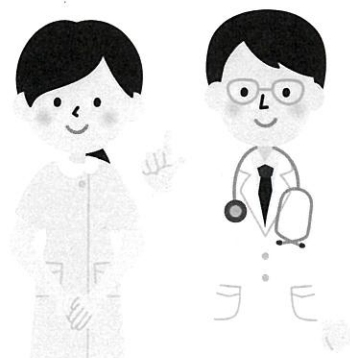
他の公費負担医療制度の利用について

一定の要件を満たす方は、福祉医療制度の他にも利用できる医療費助成制度があります。これらの制度を利用していただくことで、福祉医療制度の経費を節減することができます。

福祉医療制度を安定的に運営していくために、福祉医療制度と他の医療費助成制度の併用にご理解とご協力をお願いします。

他の医療費助成制度の一例

- 自立支援医療（更正医療・育成医療・精神通院医療）
- 特定疾患（指定難病）
- 小児慢性特定疾患
- 日本スポーツ振興センター災害共済給付（学校管理下でのけが等の場合） など



小児救急電話相談 8000をご利用ください

群馬県では、夜間や休日におけるお子さんの病気への対処方法や応急処置などを電話で相談できる「群馬こども救急相談」を実施しています。お子さんの急な発熱・嘔吐・腹痛などで医療機関を受診すべきか迷った時など、お気軽にお電話ください。

（医療行為となる診断や治療を行うものではありません。）

電話番号

#（シャープ）8000

利用時間

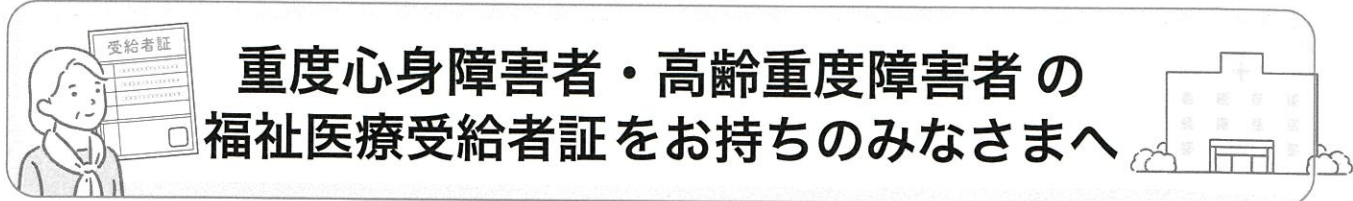
月～土曜日 午後6時～翌午前8時
日曜・祝日・年末年始 午前8時～翌午前8時



問合せ先

神流町役場住民生活課国保係
群馬県国保医療課保険・福祉医療係

TEL（課直通 050-3665-0340）
TEL 027-226-2677



重度心身障害者・高齢重度障害者の 福祉医療受給者証をお持ちのみなさまへ

令和8年8月から 福祉医療制度の所得基準額が変更されました

公平性の確保や制度を将来にわたって安定的に運営していくため、一定の所得がある方には医療費の負担をお願いしております。

令和8年8月1日から、特別障害者手当所得基準額の改定に伴い、受給資格者本人に対する所得制限基準額が引き上げられています。

所得確認の対象者について

重度心身障害者等の福祉医療 受給資格者本人及び配偶者・扶養義務者 ※※

※※ 扶養義務者とは
受給資格者本人の直系血族及び兄弟姉妹（住民票同一の方に限る）

対象となる所得について

給与所得・退職所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得（年金）等
（障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。）

【所得制限基準額及び収入額の目安等：令和8年8月1日更新】

（単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者本人		配偶者又は扶養義務者の所得額	
	所得制限基準額	収入額の目安	所得制限基準額	収入額の目安
0人	3,758,000	約 5,372,000	6,287,000	約 8,319,000
1人	4,138,000	約 5,848,000	6,536,000	約 8,586,000
2人	4,518,000	約 6,324,000	6,749,000	約 8,799,000
3人	4,898,000	約 6,776,000	6,962,000	約 9,012,000

※対象所得が、所得制限基準額を超過する場合（配偶者等は以上の場合）、助成対象外です。

※扶養親族等の数は、税法上実際に扶養している人の数です。

※収入額の目安は、給与所得者を例とした額です。

※所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となる場合があります。

● 問合せ先

神流町住民生活課国保係

TEL（課直通 050-3665-0340）

群馬県健康福祉部国保医療課保険・福祉医療係 TEL 027-226-2677



『群馬県HP』
重度心身障害者医療費助成に関する改正について

地域包括支援センターは高齢者の皆さんが安心して暮らせるお手伝いをしています。何でもご相談ください。



連絡先

保健福祉課 地域包括支援係

TEL (課直通 050-3665-0341)

9月は認知症月間です！

1994年「国際アルツハイマー病協会」は、世界保健機関と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心に認知症の啓発を実施しています。また、わが国でも2024年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるために、毎年9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」として、認知症への理解と啓発活動が全国各地で行われています。

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になっても一人一人が個人としてできること・やりたいことがあります。住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会を目指していきます。

ノルディック・ウォーク講習会を開催します！

ノルディック・ウォークとは、2本のポール(杖)を使って歩く、フィンランド生まれのエクササイズです。ポールを持って歩くことで姿勢が良くなり、下半身だけではなく、上半身も使った全身運動につながって血液循環もよくなります。また、ポールを地面に突くことで、約30%の体重軽減効果があり、関節や膝への負担が軽減されるので、日頃は運動不足の方でも無理なく取り組むことができます。この機会にぜひ体験してみませんか？

● **受講対象者** ➡ **町内在住の65歳以上の方**

● **日 時 (全4回コース)**

予 定 表	
第1回	10月 15日(木)
第2回	10月 29日(木)
第3回	11月 12日(木)
第4回	12月 3日(木)



※時間はいずれも午後1時半から3時半まで (受付開始は各回午後1時から)

● **会 場** 神流川公園、こいこい橋対岸周辺 (雨天はこいこいアイランド)

● **持ち物** 帽子、飲み物、タオル、リュックまたはウエストポーチ

● **その他** ▶動きやすい服、歩きやすい靴 (運動靴) でお越しください。
▶ノルディック用のポールはお貸しします (ある方はご持参ください)。

▶申込みを希望される方は

9月30日 (水) までに 保健福祉課・地域包括支援係 まで

お気軽にご連絡ください。

健康情報



運動の秋！身体を動かしましょう！！

残暑が続いていますが、段々と暑さが和らいでくる時期になってきました。運動を始めるには、良い機会ではないでしょうか？

健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023（厚生労働省）では、「息が弾み汗をかく程度以上の運動を週60分以上」、「高齢者は、有酸素運動・筋力トレーニング・バランス運動・柔軟運動など多要素な運動を週3日以上」と明記されています。ただ、個人差を踏まえ、強度や量を調整し、可能なものから取り組むことや、今よりも少しだけ多く身体を動かすことが重要とされています。医師から運動を制限されている場合は、その指示に従いましょう。

一人だとおっくうでも、一緒に運動する家族や仲間がいれば、お互いに励まし合い、運動の効果を分かち合うことができます。さらに、高齢者の方にとっては、外出のきっかけや、地域とのつながりを感じられる機会にもなります。

9月24日から以下のとおり「さわやか運動教室」を実施しますので、ご近所お誘い合わせの上、お申し込みください。

また、毎月実施している「定期健康相談」においても、10月は健康運動指導士の先生による個別相談を実施しますので、お気軽にご参加ください。

《 さわやか運動教室のご案内 》

講師	健康運動指導士 先生
内容	音楽にあわせた体操、身体をほぐすストレッチ、運動の個別アドバイス ※65歳以上を対象に実施している「おたっしゃ運動教室」よりも運動強度は強めです
日程	9月24日(木)・10月8日(木)・10月22日(木)・11月5日(木)・11月19日(木)
時間	午後1時30分から3時(受付は午後1時から)
場所	中里合同庁舎 4階トレーニングセンター
持ち物	飲み物、汗拭き用タオル、動ける服装、室内シューズ
申し込み	9月14日(月)までに保健係へお申し込みください。

《 10月の定期健康相談のご案内 》

内容	保健師・管理栄養士・健康運動指導士による個別相談、体組成計測定、尿検査
日程	10月 9日(金) 健康づくり支援センター（万場診療所下） 10月14日(水) 保健福祉センター（中里診療所となり）
受付時間	午前9時30分から11時 予約は不要です！

問合せ先 ● 保健福祉課 保健係 TEL（課直通 050-3665-0341）

神流町人権教育講座のお知らせ

ぜひご参加ください 😊

第5回 講話

「心と街のバリアフリーを目指して」



講師 関東車椅子バスケットボール連盟会長
高橋 俊一郎 氏
期日 令和8年10月7日（水）
時間 13時30分～14時30分
受付 13時10分～（予定）
会場 万場小学校 体育館
対象 神流町在住者または在勤者
料金 無料（お申込が必要となります。）

※小中学生向けの講話になりますが、大人が見ても、大変勉強になります。一緒に、福祉について、障害について、自分の気持ちの持ち方について等、いろいろと考えてみましょう。



第5回
お申込フォーム

第6回 講話

「与える者は与えられる」



講師 上田情報ビジネス専門学校
比田井 和孝 氏
期日 令和8年11月7日（土）
時間 11時～12時30分
受付 10時40分～（予定）
会場 こいこいあいランド会館
対象 神流町在住者または在勤者
※ぐんま県民カレッジ共催のため、
町外からも参加者がいらっしゃいます。
料金 無料（お申込が必要となります。）

※企業・学校・行政・地域と様々な分野で講演をされています。「感動して涙が出た」「すぐに職場や家庭でやってみようと思った」など、講演を聴いた人からいい評判がある先生の講演です。



第6回
お申込フォーム

第7回 講話・高座

「木久蔵流・笑うが一番！」



講師 落語家
林家 木久蔵 師匠
期日 令和8年11月29日（日）
時間 13時30分～15時
受付 13時～
会場 こいこいあいランド会館
対象 神流町在住者または在勤者
料金 無料（お申込不要）

毎年恒例の神流落語会です。
今年は人権教育講座の1つ
としても実施します。

※2007年に父である林家木久扇師匠（笑点でおなじみですね）から木久蔵を襲名し真打となり、大変人気でご活躍中の師匠です。

神流町

保育所



新年度入所者募集



神流町保育所では、令和9年度の入所者を募集します。

保護者が仕事や病気などで、家庭では子どもの十分な保育がで
きず保育の利用を希望される方は、お申し込みください。

1. 入所申請期間

令和8年10月 1日(木)～
10月30日(金)

2. 入所年齢

小学校就学前までのお子さま

3. 提出書類

入所申請書
就労等証明書

問合せ・提出先 神流町保育所 ☎57-2002 ※新たに入所を希望される方は、教育委員会事務局までご連絡ください。

神流町

学童保育所



新年度入所者募集



神流町学童保育所では、令和9年度の入所者を募集します。

保護者が仕事や病気などで、家庭では子どもの十分な保育がで
きず、学童保育の利用を希望される方は、お申し込みください。

1. 入所申請期間

令和8年10月 1日(木)～
10月30日(金)

2. 入所学年

1年生～6年生

3. 提出書類

学童保育所入所申請書
就労等証明書

問合せ・提出先 神流町保育所 ☎57-2002 または 教育委員会事務局

市況 比較的乾燥した夏の暑さの中での開催となり、今回の市では多くの材を販売することができました。特に杉3m中材は引き合い強く取引されました。桧材は入荷量が少なかったものの、売れ行きは不調に終わりました。虫害が出始める時期となりましたので、造材後はできるだけ早めのご出荷をお願いいたします。

樹 種	長級	径 級	高 値		平 均 値		前回比	出品量	販売量	落札率	
			m㊟	石㊟	m㊟	石㊟					m㊟
杉	3.00	10~13	9,500	2,600	9,500	2,600	-40	0.580	0.580	100.0%	
		16~18	10,100	2,800	9,980	2,800	—	35.588	34.584	97.2%	
		20~28	12,010	3,300	11,320	3,100	240	160.789	159.949	99.5%	
	4.00	3.65	20~上	8,000	2,200	—	—	—	0.000	0.000	—
		10~13	12,800	3,600	12,800	3,600	—	9.404	9.404	100.0%	
		16~20	10,880	3,000	10,880	3,000	—	47.834	22.850	47.8%	
		22~28	12,000	3,300	11,510	3,200	-850	163.454	93.734	57.3%	
		30~上	12,500	3,500	11,520	3,200	540	77.918	50.650	65.0%	
	6.00	16~上	14,100	3,900	—	—	—	0.000	0.000	—	
	その他の杉							31.656	31.166	98.5%	
杉 合計							527.223	402.917	76.4%		
桧	3.00	16~28	13,000	3,600	13,000	3,600	—	39.083	13.925	35.6%	
		10~13	12,720	3,500	—	—	—	0.854	0.854	100.0%	
		16~20	12,000	3,300	—	—	—	63.160	3.798	6.0%	
	4.00	22~28	14,000	3,900	—	—	—	7.162	0.000	0.0%	
		30~上	15,500	4,300	14,900	4,100	—	4.622	4.262	92.2%	
		6.00	16~上	24,500	6,800	—	—	—	0.000	0.000	—
	その他の桧							23.662	23.662	100.0%	
	桧 合計							138.543	46.501	33.6%	
赤松	4.00	18~28	8,000	2,200	—	—	—	0.000	0.000	—	
		30~上	8,000	2,200	—	—	—	0.000	0.000	—	
	その他の赤松							—	—	—	
赤松 合計							0.000	0.000	—		
唐松	4.00	5~13	11,020	3,100	—	—	—	0.000	0.000	—	
		14~16	11,020	3,100	—	—	—	0.000	0.000	—	
		18~28	20,500	5,700	—	—	—	0.000	0.000	—	
		30~上	20,500	5,700	—	—	—	0.000	0.000	—	
		その他の唐松							—	—	—
	唐松 合計							0.000	0.000	—	
その他の樹種							2.058	0.640	31.1%		
総 合 計							667.824	450.058	67.4%		

群馬県森林組合連合会木材市況

令和8年8月19日施行

24時間健康テレホンサービス

☎027-234-4970をダイヤルすると
約3分間の健康講話が聞けます。

2026年 9月 (1日～30日)

月曜日	電動歯ブラシ
火曜日	チョコレートのう胞
水曜日	最近のニキビ治療
木曜日	人生会議(アドバンスケアプランニング)
金曜日	放射線とは何ですか?
土・日曜日	歯科におけるキュア(cure)とケア(care)

今月の「直接相談タイム」

次の日にちの時間帯にダイヤルすると
直接医師が電話に出ます。
(トラブル防止のため、お名前・電話番号を伺います。)

10日(木) 歯科 午後7:30～8:30

一群馬県保険医協会一

スマホを活用した119番映像通報システム 「Live119」の運用を開始します

10月1日(木)から、通報者と消防指令センターが映像で災害現場の状況を共有できる通報システム「Live119」の運用を開始します。119番通報の際、言葉だけのやり取りでは状況の把握が難しい場合に、通報者へ映像送信の協力依頼と操作手順を案内します。映像から状況確認を行い災害現場での迅速、的確な活動に役立てます。

問合せ先 たかさき消防共同指令センター ☎ 027-384-8777



ぐんぎん財団「第30回環境賞」 募集のお知らせ

応募資格 ※1

- 営利目的の事業活動を行わない、群馬県内の個人ならびに法人・団体

応募テーマ

- (1)身近な自然環境や生態系などの保全と活用(ネイチャーポジティブ)に向けた実践活動、研究、提案など
- (2)カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー(循環経済・循環型社会)など継続可能な社会に向けた実践活動、研究、提案など

応募方法 ※2

- 当財団ホームページより応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、活動状況が分かる資料と一緒に事務局へ郵送またはメールで送付ください

応募期間

- 2026年7月1日(水)～2026年9月30日(水)

選考方法 表彰内容

- 有識者による審査・選考の上、最終的に当財団の理事会において決定いたします
- 表彰式を開催し、助成金として1先20万円(10先以内)を贈呈いたします

※1 前回の受賞から5年経過していれば再応募可能です。

※2 応募方法の詳細は当財団ホームページ(<https://gunginzaidan.jp/>)からご確認ください。

調停相談会

不動産のトラブル、金銭の貸し借り、夫婦・親子関係、遺産相続、家庭内のもめ事などで困っている人のために、調停委員、弁護士、司法書士が調停手続きの無料相談会を実施します。予約不要。

場所

藤岡市総合学習センター(藤岡市藤岡1485)

日時

10月9日(金)午後1時～4時(受付3時半まで)

問合せ先

藤岡簡易裁判所内藤岡調停協会
☎0274-22-0279

民事・家事調停相談会

家庭内の問題や相続、土地建物、金銭、交通事故で困っている人のための、弁護士や司法書士による調停手続きの相談会を行います。

日時

9月19日(土)午前10時～午後3時30分

会場

高崎市総合福祉センター(群馬県高崎市末広町115-1)

費用

無料

申込

当日直接会場へ

問合せ先

〒370-8531
群馬県高崎市高松町26-2
前橋地方・家庭裁判所高崎支部内
☎027-322-3541

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例が施行されます

令和8年10月1日に「群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例」が施行され、以下すべてに該当する再生資源物を取り扱う事業者は営業にあたり群馬県知事の許可が必要となります。県への届出などをしてください。

- 使用を終了し、収集された「金属」又は「プラスチック」及び「それらを含む混合物」である再生資源物を取り扱っている。
- 100mを超える事業場において、屋外で再生資源物の保管・破砕等を行っている。
- 油圧ショベルやフォークリフト等の積上げ機械を使用している。

違反した場合には、最大2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金が科され、法人に対しても両罰規定の適用があります。

既存事業者については、令和9年3月31日までの経過措置期間内に届出を行うことで、条例施行日に許可を受けたものとみなす「みなし許可」の措置があります。

なお、住民や事業者の皆様におかれましては、不適正に再生資源物を取り扱う事業者に対して物品を引き渡さず、市町村が行う資源回収の利用や適正処理事業者に引き渡すようお願い申し上げます。

詳細については、群馬県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/757004.html>)を確認いただくか、群馬県庁廃棄物・リサイクル課(☎027-226-2824)までお問い合わせください。



群馬県
ホームページ



ヤードイメージ図(生成AIにより作成)

10月1日は「法の日」です!



「法の日」とは?

- * 法を尊重する
 - * 法によって基本的人権を守る
 - * 社会秩序を確立する
- といった精神を高めるための日です。



10月1日から1週間は「法の日」週間です!

裁判所、法務省・検察庁及び弁護士会では、毎年、各種の行事を企画・実施しています。法の役割や重要性について考えていただくきっかけとして、ぜひご参加ください。



裁判所でも行事を実施予定です!

ぜひご参加いただき、
法や裁判所を身近に感じてみませんか?
お近くの裁判所で実施予定の行事は
裁判所ウェブサイトをご覧ください。



<https://www.courts.go.jp/index.html>

〇〇地裁 法の日





駐在だより

No.184



今月号
担当

神流町駐在所 ☎ 57-2004

中里駐在所 ☎ 58-2031

緊急な事件・事故は「110番」

秋の全国交通安全運動の実施について



県民の皆さんに交通安全意識を高めていただき、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践により、交通事故を防止するため、「秋の全国交通安全運動」を実施します。



期

間

9月21日(月)から9月30日(水)までの10日間

スローガン

運転は 心とアクセルおだやかに

サブスローガン / ピカッと光って 命を守るよ 反射材



交通安全運動実施中

全国重点

歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

(夕方、夜間の外出時は明るい服を着て反射材を付けましょう)

夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

(秋の日は釣瓶落とし、夕方は早めにライトを点灯しましょう)

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

(今一度安全のためにルールを再確認し、乗車時には必ずヘルメットを着用しましょう)



道路交通法の改正

●7月21日施行

「酒気帯び運転」と「酒酔い運転」について、数値の基準がなかったところを、呼気1リットル中アルコール濃度0.5%と設定

●9月1日施行

中央線のない道路の法定速度を時速60キロから時速30キロに引き下げ(指定速度が設定されている道路等を除く)

法改正が行われると取締りを重点的に実施する傾向があります。

交通事故にあわないためにも引き続き安全運転をお願いします。

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h

▽以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▽

- 1 道路標識等により、最高速度が60km/h以上と指定されている道路
- 2 道路の構造上又は交通の状況により、最高速度が60km/h以上と指定されている道路
- 3 最高速度が60km/h以上と指定されている道路

※自動車は、道路標識等により、最高速度が60km/h以上と指定されている道路を除く。その他の道路では、最高速度が60km/h以下と指定されている道路に引き下げられる。

警察庁・都道府県警察



万場診療所

☎57-2018

外来診療受付時間：午前8時半～11時半

変更時はケーブルテレビ等によりお知らせいたします。

日	月	火	水	木	金	土
		1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○
6 ×	7 ○	8 ○	9 ○	10 ○	11 ○	12 ×
13 ×	14 ○	15 ○ 夜間外来 もあり午後 7時より	16 ○	17 ○	18 ○	19 ○
20 ×	21 × 敬老の日	22 × 国民の休日	23 × 秋分の日	24 ○	25 ○	26 ×
27 ×	28 ○	29 ○	30 ○			

● 今月の夜間外来は9月15日(火)午後7時からです。

中里診療所

☎58-2201

診療時間：午前9時～12時(受付 午前8時半～11時半)

午後2時～5時(受付 午後1時半～4時半)

日	月	火	水	木	金	土
		1 ○ 午前 午後	2 ×	3 ○ 午前	4 ○ 午前 午後	5 ×
6 ×	7 ○ 午前	8 ○ 午前 午後	9 ×	10 ○ 午前	11 ○ 午前 午後	12 ◎ 土曜診療 (午前のみ)
13 ×	14 ○ 午前	15 ○ 午前 午後	16 ×	17 ◎ 午前・夜間	18 ○ 午前 午後	19 ×
20 ×	21 × 敬老の日	22 × 国民の休日	23 × 秋分の日	24 ○ 午前	25 ○ 午前 午後	26 ×
27 ×	28 ○ 午前	29 ○ 午前 午後	30 ×			

◎夜間診療：17日 午後5時～7時 ◎土曜診療：12日 午前9時～12時
 ●発熱や風邪症状がある方は、来院前に診療所に電話して下さい。
 ●今月の土曜診療は第二土曜日の12日です。

神流町歯科診療所

☎57-2019

予約制です。診療受付は終了30分前まで 往診します。予約・問合せはお電話にて
 診療時間：午前8時半～12時・午後2時～6時半(金曜のみ午後は3時～8時)

日	月	火	水	木	金	土
		1 ○	2 △ 午前のみ	3 ○ 午後は 4時から	4 ○ 午後8時 まで	5 ○ 午後6時 まで
6 ×	7 ○	8 ○	9 △ 午前のみ	10 ○ 午後7時 まで	11 △ 午前 10時半 まで	12 ×
13 ×	14 ○ 午後4時 まで	15 ○	16 △ 午前のみ	17 ○	18 ○ 午前11時 から午後 4時休診	19 ○ 午後4時 まで
20 ×	21 ○ 敬老の日	22 × 国民の休日	23 × 秋分の日	24 ○	25 ○ 午後8時 まで	26 ○ 午後6時 まで
27 ×	28 ○	29 ○	30 △ 午前のみ			

● 診療時間が変更となることがあります。
 最新情報はケーブルテレビでご確認下さい。

ごみ収集

住民生活課 環境衛生係 (課直通 ☎050-3665-0340)

日	月	火	水	木	金	土
		1 可燃	2 新聞・雑誌	3 金属・アルミ	4 可燃	5
6 粗大ごみ	7	8 可燃	9 段ボール	10 危険物	11 可燃	12
13	14	15 可燃	16 布・革・トレイ	17 金属・アルミ	18 可燃	19
20	21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24 危険物	25 可燃	26
27	28	29 可燃	30 ペットボトル			

※都合により予定が変更になる場合があります。

まちの人口と世帯

令和8年7月末 現在

人口	1413人(-8)	0～14歳	41人(0)
男	685人(-4)	15～64歳	453人(-4)
女	728人(-4)	65歳～	919人(-4)
世帯数	819世帯(0)	高齢者比率	65.03%
()内の数字は、前月との比較数			
資料：住民基本台帳			

今月の納付

科目	納期
国民健康保険税3期 後期高齢者医療 保険料3期	9月30日(水)
ふれあいネット使用料2期 合併処理浄化槽使用料(9月分) 町営住宅使用料(9月分) 高齢者住宅使用料(9月分)	9月25日(金)

納付は、口座振替が便利です

戸籍の窓

令和8年7月 届出分

おくやみ - 敬称略 -

死亡者	年齢	届出人	行政区
	95歳		万三
	100歳		万三
	82歳		小平

※この欄に掲載を希望しない方は窓口にお申し出ください。



撮影場所 赤久縄山

この花の名の由来は面白い。「カメバ」は「噛めば」ではなく葉の形が亀の甲羅に似ていることが由来。

「ヒキオコシ」は弘法大師（空海）が行き倒れた修験者にこの葉を噛ませたらたちまち元気になったという起死回生の伝説が由来。

延命草と云う別名の如く、胃腸の薬草として知られている。
万場三区

神流町図書館開館

夏時間

5月～9月

【火曜日～土曜日】

午前9時～12時

午後1時～5時30分



新刊 問合せ先

☎0274-57-2364

★ 神流町図書館 ★

新刊の紹介



大人向け



- 旅する図鑑全国水族館ガイド100 朝日新聞出版
- 模様替えアイデア帖 一家がもっと好きになるー トム子
- ファイア・ドーム 上・下 辻村 深月
- 女じまい ーサワコと比呂美ー 阿川 佐和子
- 警察へ行こう 真保 裕一
- 県警の番人 天柊 涼
- 硝子のマンション 染井 為人
- 決裂 堂場 瞬一



子ども向け



- 5さいからはじめる「いご」 藤澤 一就
- うるさいぞう! 丸山 誠司
- ギョウザくんとシュウマイちゃん はしもと えつよ
- おにぎりをおかあさんに 河原 和音
- おとまりペンギン 降矢 なな
- ぼくらをからないで エーヴァ・リンドストロム
- きゅうり 長谷川 義史
- にんじん 長谷川 義史
- ねこバスツアー 北村 裕花
- ぼんたとなっちゃん ひろた だいさく

毎週 土曜日は『こども図書館デー』!

午前10時～正午、小さなお子様向けに図書館2階を開放します。
第4土曜は読み聞かせも実施しています。ぜひお越しください。